

【集合住宅等にお住まいの方】住民票の方書記載についてのお願い

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成27年10月から個人番号制度（マイナンバー）の通知カードが住民票の住所に送付されます。集合住宅の場合、同じ地番に複数の世帯が存在することになり、地番の表示だけでは郵便物が正確にお届けできない等の事例が生じています。これを解消し、通知カードが確実に届くようにするため、集合住宅等にお住まいの方の住民票の方書（アパート名や部屋番号等）を記載します。

※この方書表示は、住民基本台帳を統括する総務省からの通知により実施するものです。

（例）方書記載前：牟岐町大字中村字本村〇〇番地

方書記載後：牟岐町大字中村字本村〇〇番地 △△マンション □□□号室

（下線部が方書）

【アパート等にお住まいで方書記載の届出をされていない方について】

アパート等にお住まいの方で方書記載のないと思われる世帯に、通知を発送しています。該当する世帯で通知が届いていない方は、役場住民福祉課までお問い合わせください。

【町営住宅にお住まいの方について】

町営住宅にお住まいの世帯主の方へ、職権で方書（町営住宅名第〇号）を記載させていただく旨の通知を発送しています。

方書が表示される証明書等

- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・戸籍の附票の写し
- ・住民基本台帳カード（写真付き）
- ・在留カード 等

方書記載後の手続きについて

方書記載に伴って、運転免許証や年金関係書類、町が発行している保険証や手帳等の住所変更手続きは必要ありません。

住民基本台帳カード（写真付き）・在留カードをお持ちの方は住所の変更が必要です。カードをご持参のうえ、役場住民福祉課で手続きをお願いします。

お問い合わせ先：牟岐町住民福祉課（0884-72-3415）



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

行政相談委員が委嘱されました

牟岐町担当の行政相談委員 流田郁生さんの退任に伴い、平成27年4月1日付けで、岩田敏夫さんが新たに総務大臣から行政相談委員に委嘱されましたのでお知らせします。

役所等の仕事について、苦情や意見・要望がある方は、行政相談委員へお気軽にお申し出ください。

行政相談委員 : 岩田敏夫 さん
住 所 : 牟岐町大字牟岐浦字浜崎63
電 話 : 72-0840

【定例相談所のご案内】

- ・開設日時：毎月第1木曜日 13時30分～15時
- ・開設場所：役場2階和室

